

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し、本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年4月から6月にかけて、人事院及び都道府県市特別区人事委員会が共同で調査にあたる職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。
- 2 職員給与については、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」は県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間給与が職員給与を上回っていました。このため、月例給については、その較差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。特別給についても、民間が職員を上回ったことから、引上げを行うこととしました。
- 3 また、住居手当について、国では、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて、手当額の上限を引き上げることになりましたが、本県では、職員宿舍使用料、民間の住宅手当支給状況及び職員の家賃負担額の推移など国とは状況が異なることから、本年は改定を見送ることとしました。
- 4 今、島根県では、一刻も早く人口減少に歯止めをかけるため、新たな総合計画・総合戦略「島根創生計画」を策定し、人口減少対策を更に加速しようとしています。

県民の皆様の期待と信頼に応え、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根を実現するためには、職員一人一人が高い気概と使命感をもって、その能力を最大限に発揮することが重要です。

このため、今回の報告において、多様で有為な人材の確保に更に努めるとともに、能力と実績に基づく人事管理の推進、長時間勤務の是正をはじめとするワーク・ライフ・バランスの推進及び女性職員の活躍推進など、人事管理上の諸課題に対して鋭意取り組んでいく必要があることを言及しました。
- 5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。
- 6 県民の皆様におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇と人材確保を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

令和元年 10月 17日

島根県人事委員会

委員長 本間恵美子